

三木市記者発表資料（令和7年6月17日発表）

担当部課名	担当長	担当係	電話番号
総合政策部 縁結び課	課長 成瀬拓生 (内線 2382)	地方創生係	0794-89-2303 (内線 2484)

タイトル

団地再生事業に係る地域再生推進法人の第1号を認定

本件のポイント

- ・郊外型戸建て住宅団地が抱える「人口減少」「高齢化」「空き家」などに係る課題解決に向け、地方創生の実現に向け国が進める地域再生制度を活用する地域再生推進法人の第1号を認定しました。引き続き募集を継続します。

説明文

郊外型戸建住宅団地が抱える「人口減少」「高齢化」「空き家」などの様々な課題を解決する先行モデルとして、先進技術などを活用し、将来にわたりまちの活力を保ち続ける仕組みを導入した「多世代の住民が快適で永続的に循環しながら住み続けられるまちづくり」をめざしています。

そのために、団地再生に資する地域再生推進法人の第1号に厳正な審査の結果、下記法人を認定しました。

1 地域再生推進法人とは

地域再生推進法人とは、地域再生を推進するために、地方公共団体のみならず、より地域に近いコーディネーター役として、地方公共団体の補完的な立場で地域再生に取り組む法人である。

2 認定法人 一般社団法人みらまち緑が丘・青山推進機構

3 認定日 令和7年6月4日

4 募集方法

<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/6/80528.html>



本案件は次のSDGs目標に関連します。

